

主要地方道 茨木摂津線(仮称 佐保橋梁) 道路改良事業 [茨木市]

【再評価】

(事業計画の大幅な変更)※事業費の3割以上

(補足説明資料)

第2回審議会における ご指摘事項に対する対応

【ご指摘事項】

- ・事前評価(平成30年度建設事業評価審議会)の段階で、どの程度将来の設計変更の可能性について言及され、当時の審議会ではどのように判断しているのか。
- ・事業費増額の経過について、事業の進捗管理の視点や、事業評価の仕組みが機能していたのかに関する説明資料が必要ではないか。

【対応(追加資料)】

- ・平成30年度 建設事業評価審議会(事前評価)での質疑について
- ・事業費増加の経過について

平成30年度 建設事業評価審議会(事前評価)での質疑について

●平成30年度 第2回建設事業評価審議会（平成30年6月22日）

- ・橋梁構造を採用した理由、本事業が環境に与える影響、橋梁部の地盤状況等に関する質疑があり、次回の審議会にて説明すると回答。

●平成30年度 第3回建設事業評価審議会（平成30年7月27日）

- ・第2回建設事業評価審議会での確認事項について、事業課から追加資料で説明を行った。
- ・追加説明の内容について、当時の委員からの意見はなかった。

→また、事前評価時に想定した橋種(PC5径間連続ラーメン橋)は周辺地質調査等から選定した最適な橋種であった。当時は断層変位対策による橋種変更の可能性は想定していなかった。[道路橋示方書(平成29年改訂)、鋼道路橋設計便覧等(令和2年改訂)]

◆平成30年度第2回建設事業評価審議会の質問事項

橋梁構造を採用した理由について

- ・「橋梁構造を採用した理由を説明いただきたい。」
- ・「代替案なしとしているが、道路改良事業としては橋梁ありきでないため評価調書で少し触れていただきたい。」

本事業が環境に与える影響について

- ・懸念されるのは環境アセス等であり、実施もされていると思うので環境面に関するこれまでの経緯について教えてほしい。」
- 環境アセスについては、条例では、4車線の3km以上の道路が対象となっており、今回の事業は対象外となる。ただし、平成4年に彩都の都市計画や茨木摂津線全体としての環境影響評価は実施しており、結果として、本事業地区の周辺に重要な植物が見られない等、大きな影響を与えることは無いこととされている。その際の意見としては、工事中の濁水処理などに配慮することとされており、対応する予定である。
- ・「平成4年のアセスの資料があれば提示いただきたい。」

橋梁部の地盤状況について

- ・「橋梁下の田畠の地盤について教えてほしい。」
- 地盤については、部分的に近隣の土質調査結果があるので次回提示する。

発生集中交通量について

- ・「東部地区の開発で5万4千台増えるとあったが、西部や中部でも増加するのか。」
- 同じように西部・中部で開発しているので推計期間中に各地区での発生集中を見込んでいる。

◆平成30年度第3回建設事業評価審議会での説明内容

橋梁構造を採用した理由について

- ・橋梁形式とした理由としては、盛土形式を採用した場合には、「膨大な盛土が必要となり用地や環境への影響も大きくなることに加え、谷筋にある河川や道路の付け替えも生じ、費用も含め影響が非常に大きい。」
- ・また、谷の低い所を渡す場合には、造成地の膨大な切土が発生し、まちづくりに影響を及ぼす。
- ・以上を踏まえ、橋梁形式を採用することとし、評価調書の記載内容を「彩都全体のまちの骨格となる道路であることに加えて、彩都のまちづくりの造成計画を含めた地形条件を踏まえて、道路位置及び構造を検討した結果、翻案が最適である。」に修正。

本事業が環境に与える影響について

- ・平成4年2月の環境影響評価書では、大気汚染、騒音については予測結果が保全目標を満足する結果となり、計画路線では重要な植物は確認されておらず、周辺地域の動物・植物については、大気汚染の影響も軽微であるため相当程度保全されるとの予測結果となった。
- ・工事中の環境保全対策としては粉塵対策等を実施することが記載されている。

橋梁部の地盤状況について

- ・過去に実施した近隣のボーリングデータによると、一部破碎帯が確認されているが、事業化された後 地盤特性を把握するため詳細な調査を実施することとしている。

事業費増加の経過について

[事業費増加の経過]

- 令和3年度は外部有識者との「橋梁構造技術検討会」や解析検討業務により橋種変更及び断層変位対策に伴う概算事業費を精査。
- 令和4年度～令和5年度に、詳細設計を実施し図面作成や詳細数量の算出を実施。
- 令和6年度から詳細設計より算出した数量をもとに実勢価格での工事費を再精査を開始。
- 令和7年度に全ての工事費の再精査が完了し、総事業費が3割以上増加することが確定したため、速やかに事業評価(再評価)に諮った。

